



## 2. 省エネルギー推進体制及び運営要領

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、国立大学法人山口大学におけるエネルギー管理を適切に行い、省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、以下の省エネルギー推進組織を置く（図2）。（ここでのエネルギーとは、山口大学において使用する電力、燃料、上水等のエネルギーをいう。）

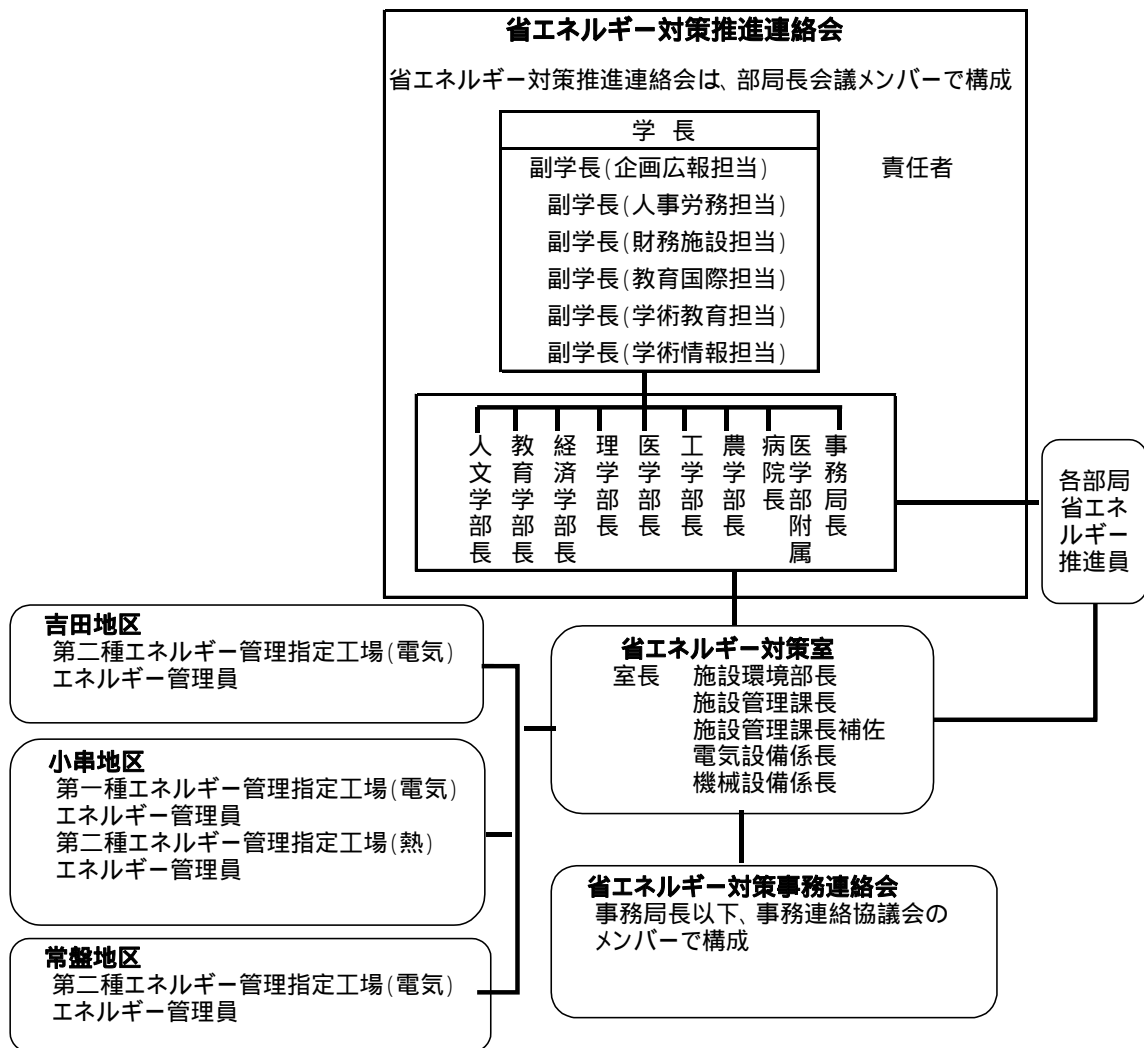


図2 省エネルギー推進組織

### 2. 1. 省エネルギー対策推進連絡会運営要項

学内の省エネルギー推進のために、省エネルギー対策推進連絡会（以下、「省エネ連絡会」という。）を置く。

省エネ連絡会の構成及び運営

- ・省エネ連絡会は、学長、副学長、学部長、附属病院長、事務局長で構成し、企画広報担当副学長が責任者となる。
- ・省エネ連絡会の事務は、施設環境部で行う。
- ・省エネ連絡会は、定期に行う。

#### 省エネ連絡会の審議事項

- ・省エネルギー対策の立案、具体策の推進
- ・エネルギー使用実績と目標の対比、問題点の抽出と対策の検討
- ・省エネルギーに関する設備の導入、改修の検討
- ・省エネルギーに関する教育・啓発活動
- ・その他省エネルギー推進に関する事項

## 2 - 2 . 省エネルギー対策室運営要項

学内の省エネルギー対策の実施のために、省エネルギー対策室（以下、「省エネ対策室」という。）を置く。

#### 省エネ対策室の構成及び運営

- ・省エネ対策室は、施設環境部長、施設管理課長、施設管理課長補佐、電気設備係長、機械設備係長で構成し、施設環境部長が室長となる。

#### 省エネ対策室の所掌事務

- ・省エネルギー目標の設定、具体案等の作成
- ・エネルギー使用実績と目標の対比に関する資料作成
- ・省エネルギーに関する啓発活動
- ・その他省エネルギー推進に関する事項

## 3 . 「環境報告書」 への取り組みについて

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムでは、我々の日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷が、資源の採取、ゴミの廃棄等の形で自然環境に対して大きな負荷を与えています。

近年、事業活動と環境との関わりの増大を背景に、事業者の環境保全活動に対する国民の期待が高まるとともに、事業者が自らの事業戦略の中核に環境配慮を位置付け、規制遵守にとどまらない、さらなる自主的な環境配慮に、創意工夫を生かして取り組む重要性が高まっています。こうした流れを背景として、環境配慮促進法(\*)が制定されました。

この法律は、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を

講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保するものです（図3）。

山口大学としても特定事業者の一機関として、社会的責任の中で環境対応は非常に大きな課題であるとの認識のもとに、本学における教育・研究及びその活動において、省エネルギー、資源の循環利用、グリーン購入の徹底等を図りながら環境負荷の低減に努めるとともに、環境報告書の作成及び公表へ向けて取り組むものであります。

なお、環境報告書の作成及び公表に当たっては、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組み内容、実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況、及び、環境配慮の取組み状況を総合的・体系的に取りまとめ、毎年度その公表が義務付けられていることから、17年度分の環境報告書作成に向けて、過日、学内説明会を行い、学内の体制整備等を進めているところであります。

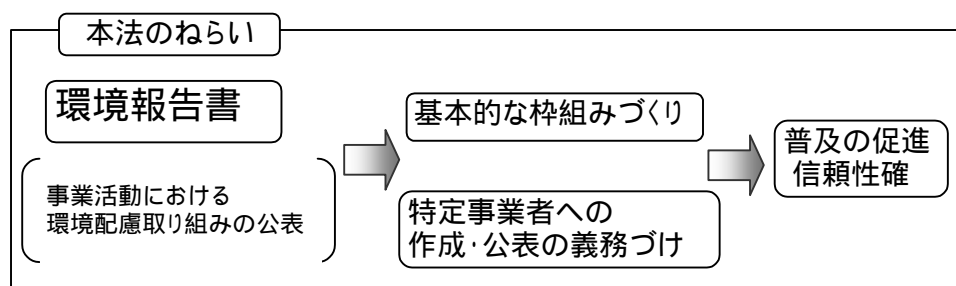


図3 環境配慮促進法のねらい

---

\* 環境配慮促進法：「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成17年4月施行）